

7. 非課税

事業所税においては、その創設の趣旨・目的・性格等からみて事業所税を課税すべきではないと考えられる事業所等について、人的非課税及び用途非課税の措置が講じられています。(P. 47を参照してください) (法701の34)

(1) 人的非課税

国や公共法人等の施設は公共性、公益性から非課税とされています。

公益法人等又は人格のない社団についても、収益事業以外の事業を行う施設は非課税とされていますが、収益事業を行う施設は課税対象となります。(P. 39問15を参照してください。)

(2) 用途非課税

福利厚生施設や路外駐車場等、特定の用途に供される施設は非課税とされています。

① 福利厚生施設

ア. 体育館・売店・食堂・娯楽室・診療所及び理髪室は、一般的に福利厚生施設として取扱います。

イ. 更衣室・浴室・休憩室・仮眠室・喫茶室及び宿泊室は、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取扱います。

(注) 制服着用義務のある者の更衣室・タクシー乗務員の仮眠室・工場の浴室等は業務用施設となるため福利厚生施設には該当しません。

ウ. 研修所は、福利厚生施設には該当しません。

エ. 社員寮及び社宅は、人の居住の用に供するものであるため課税対象になりません。

② 路外駐車場

非課税の対象となる路外駐車場とは一般公共の用に供する時間貸駐車場等であり、専用駐車場ではなく、利用者を特定、制限しない駐車場となりますが、具体的には次に掲げるものに該当する施設です。

(1) 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で都市計画において定められたもの

※仙台市では市営駐車場3ヶ所のみ

(2) 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で駐車場法第12条の規定による届出に係るもの

(3) 公共施設(官公庁、駅等)から200m以内に設置された路外駐車場で一般公共の用に供するもの

③ 消防用設備等・防災設備等

百貨店・旅館等、不特定多数の人が集まる施設（注1）で、消防用設備等・防災設備等（注2）に使用されている部分です。

（注1）消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち、地方税法施行令第56条の43第1項に定めるものをいいます。（P. 50を参照してください。）

（注2）地方税法施行令第56条の43第2項及び第3項に定めるものをいいます。

（P. 51を参照してください。）

(3) 非課税判定日

課税標準の算定期間（法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間）の末日の現況によります。

(4) 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

従業者割に関して非課税規定の適用を受ける施設に係る事業所等において、非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とが併せ行われている場合で、非課税規定の適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の非課税対象となる従業者給与総額は、次の算式により求めた額となります。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \\ \times \frac{\boxed{\text{その者が非課税規定の適用を受ける事業に従事した分量}}}{\boxed{\text{その者が非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業に従事した分量の合計量}}} \end{array}$$

なお、分量が明らかでない場合は、非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算してください。

問15. 公益法人等又は人格のない社団が事業を行う施設の取扱い

公益法人等又は人格のない社団が事業を行う次の施設は非課税となりますか。

- (1) 収益事業のみを行う施設
- (2) 収益事業以外の事業のみを行う施設
- (3) 収益事業と収益事業以外の事業を併せて行う施設

- 答** (1) 課税となります。
- (2) 非課税となります。
- (3) それぞれの事業を行う部分が区分できる場合は、収益事業を行う部分が課税となり、収益事業以外の事業を行う部分が非課税となります。当該部分が区分できない場合は、法人税法施行令第6条の規定により区分して行う経理に基づいて非課税部分と課税部分を算出してください。

問16. 移動用ロッカーによる更衣室の取扱い

事務室の一部を移動用ロッカーで区切って更衣室としていますが、福利厚生施設に該当しますか。

- 答** 設問の場合の更衣室は、単に事務室の一部を移動用ロッカーで区切ったにすぎないものであり、他の場所へ移動することも考えられます。

このように一定の場所に固定しない更衣室等は福利厚生施設に係る非課税施設には該当しません。

問17. トラック運送事業の非課税の取扱い

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）を営んでいますが、事務所以外の施設はすべて非課税に該当しますか。

答 運送事業の非課税では「一般貨物自動車運送事業（自社でトラック等を所有している場合）」として運輸局から経営許可を受けている営業所等のうち、事務所以外の施設については非課税の対象となります。

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）の登録のみの場合は非課税に該当しません。

各事業の許可、登録内容につきましては所管の運輸局にご確認ください。

問18. 事業年度の中途において課税対象から非課税対象となった施設の取扱い

課税対象であった施設がその法人の事業年度の中途に非課税対象の施設となった場合、当該施設に係る資産割は非課税となりますか。一方、非課税対象であった施設が事業年度の中途に課税対象の施設となった場合はどうですか。また、従業者割はどうなりますか。

答 課税標準の算定期間の末日現在において、資産割が非課税とされる施設に該当するものであれば、当該施設がたとえ課税標準の算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設に該当することになったものであったとしても、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく非課税となります。逆に、課税標準の算定期間の末日現在において、資産割が非課税とされる施設に該当するものでなければ、たとえその施設が課税標準の算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設であったとしても、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく課税対象となります。

従業者割については、課税標準の算定期間の末日の現状により非課税規定の適用を受ける施設と認定されたとしても、非課税規定は、「当該施設に係る従業者給与総額」に対して事業所税を課することができない旨を規定するものであるから、非課税に該当することとなった日以前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は、非課税規定の適用を受ける施設に係る従業者給与総額ということとはできず、非課税とはなりません。

8. 課税標準の特例

事業所税においては、その創設の趣旨・目的・性格等からみて事業所税を軽減すべきものと考えられる事業所等について、人的なものと用途によるものの課税標準の特例措置が講じられています。(P. 56を参照してください) (法701の41)

(1) 課税標準の特例とは

事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいいます。協同組合等についてはその人的な面に着目して特例措置が講じられており、非課税とされる都市施設以外の都市施設や広大な床面積を有することが不可欠な業種で一定面積当たりの収益率の極めて低い施設などについてはその施設の性格、税負担の均衡等の見地から特例措置が講じられています。

(2) 課税標準の特例適用の判定日

課税標準の算定期間（法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間）の末日の現況によります。

(3) 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

従業者割に関して課税標準の特例の適用を受ける施設に係る事業所等において、特例の適用を受ける事業とその他の事業とが併せ行われている場合で、特例の適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の控除対象となる従業者給与総額は、次の算式により求めた額となります。

その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額

×

$$\frac{\text{その者が特例の適用を受ける事業に従事した分量}}{\text{その者が特例の適用を受ける事業とその他の事業に従事した分量の合計量}}$$

なお、分量が明らかでない場合は、特例の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算してください。

(4) 課税標準の特例の重複適用

法701条の41第1項及び第2項の規定の適用がある場合には、次の順序によります。

適用順位	適用条項
1	法第701条の41第1項
2	法第701条の41第2項（1により控除すべき面積を控除した後の面積が課税標準の特例適用対象床面積となります。）

問19. 倉庫業者の倉庫の範囲

倉庫業を営んでいますが、借り受けている倉庫は課税標準の特例を受けられますか。

答 倉庫業法に基づく倉庫業者が、営業用倉庫（P. 13問5を参照してください。）として事業を営んでいる場合は、自己所有、借受けに関わらず、課税標準の特例が適用されます。

9. 減 免

天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると市長が認める者、その他特別の事情がある者に限り、仙台市市税条例の定めるところにより、事業所税の減免を受けることができます。（P. 60を参照してください。）（法701の57）

(1) 減免の申請手続

減免を受けようとする場合は、「事業所税減免申請書」にその事由を証明する書類を添えて、納期限までに提出してください。なお、減免申請は申告の都度納期限までにその事由を証明する書類を添えて、申請してください。期限内に申請書の提出がない場合は、減免の適用は受けられません。

(2) 減免適用の判定日

課税標準の算定期間（法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間）の末日の現況によります。